令和５年（行コ）第７３号

生活保護変更処分取消　生活保護変更申請却下決定処分取消請求控訴事件

令和８年９月１５日　大阪高等裁判所第６民事部判決

主　　文

１　本件各控訴をいずれも棄却する。

２　控訴人大和郡山市の控訴に係る控訴費用は控訴人大和郡山市の負担とし、第２事件１審原告らの控訴に係る控訴費用は第２事件１審原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

１　控訴人大和郡山市

⑴　原判決中、控訴人大和郡山市の敗訴部分を取り消す。

⑵　上記取消しに係る第１事件１審原告らの請求をいずれも棄却する。

２　第２事件１審原告ら

⑴　原判決中、第２事件１審原告らの敗訴部分をいずれも取り消す。

⑵　奈良市福祉事務所長が１審原告Ｃの平成２９年９月２０日付け生活保護変更申請に対して同年１０月３日付けでした却下決定を取り消す。

⑶　奈良市福祉事務所長が１審原告Ｄの平成２９年９月２０日付け生活保護変更申請に対して同年１０月３日付けでした却下決定を取り消す。

第２　事案の概要（略称等は、特に断りがない限り、原判決の例による。）

１　本件は、①生活保護法に基づく生活扶助を受給する第１事件１審原告らが、保護基準のうち生活扶助基準を改定する厚生労働省告示（平成２５年改定）に基づく控訴人大和郡山市の福祉事務所長による保護変更決定が、生活保護法３条、８条２項に違反するものであるとしてその取消しを求めた第１事件と、②平成２５年改定、平成２６年改定及び平成２７年改定を前提とした生活扶助を

受給していた第２事件１審原告らが、本件各改定が違法・無効であるとして、平成２５年改定前の保護基準に平成２６年改定のうち消費税増税による増額改定分を加算した金額への保護変更を平成２９年に申請し、これを却下した被控訴人奈良市の福祉事務所長の決定の取消しを求めた第２事件が、併合審理された事案である。

原審が第１事件１審原告らの請求をいずれも認容し、第２事件１審原告らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人大和郡山市及び第２事件１審原告らがこれを不服としてそれぞれ控訴した。

２　生活保護制度の概要、前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり補正し、後記３及び４において第２事件１審原告らの当審における補充主張及びこれに対する被控訴人奈良市の反論を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第２の１ないし３に記載のとおりであるから、これを引用する。

⑴　原判決９頁８行目「それぞれ生活保護を受給していたところ」を「１審原告Ｃらは平成１９年３月から、１審原告Ｄは平成１７年３月から、それぞれ生活保護を受給していたところ」に改める。

⑵　原判決９頁１５行目「生活保護変更申請をした」の次に「（以下「本件各変更申請」という。）」を加える。

⑶　原判決９頁２３行目「事務所長は、」の次に「保護基準によらない保護の変更を認めることはできないとして、」を加える。

３　第２事件１審原告らの当審における補充主張

本件各改定は、「保護の決定及び実施に関する処分」（行政不服審査法６５条１項柱書）や「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政事件訴訟法３条２項）と異なり、「処分性」を有しておらず、取消訴訟の対象とならない。したがって、本件各改定に公定力はなく、その法的瑕疵が重大かつ明白な場合を除き、適法に取り消されない限り有効であるとの法理は適用されない。

その点を措いても、本件各改定の違法性は重大かつ明白であるから、本件各

改定は無効であり、さらには、本件各改定の違法性が一見明白でなくても、第三者の信頼保護を検討する必要のない生活保護制度においては、瑕疵が重大であることをもって本件各改定は無効というべきであるから、本件各変更申請却下決定は取消しを免れない。国は、最高裁判所第三小法廷令和７年６月２７日判決・民集７９巻４号１６４０頁（以下「令和７年最高裁判決」という。）の後、「平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例」（令和８年厚生労働省告示第４３号。以下「令和８年告示」という。）により、この期間の保護基準を全面的に書き換え、取消訴訟等を提起した者についてのみならず、当時の生活保護利用者一般に対して追加給付を行うこととした。結局、これは、国及び各実施機関も、本件各改定は無効だったものと取り扱っているとみるほかない。

４　被控訴人奈良市の反論

令和７年最高裁判決に照らすと、第２事件１審原告らが指摘するゆがみ調整に係る違法が認められないことは明らかである。また、デフレ調整に係る判断の過程における過誤・欠落という意味において本件各改定に瑕疵があったとしても、それは飽くまで判断過程における手続的瑕疵にとどまり、本件各改定の内容自体の瑕疵ではなく、本件保護基準改定に内在する瑕疵が重要な法規違反であるなどとはいえないし、これが客観的に明白であるとは言い難いから、本件各改定に重大かつ明白な瑕疵があったとはいえない。

加えて、第２事件１審原告らが行った本件各変更申請は、平成２５年改定前の保護基準による生活扶助費に、平成２６年改定のうち消費税増税に伴う増額改定分を加算した生活扶助費の支給を求めるというものであり、平成２５年改定前の保護基準による生活扶助費そのものを求めるものではないから、仮に平成２５年改定が無効であったとしても、第２事件１審原告らが主張する生活保護相当額の受給権が直ちに生ずるものではなく、本件各変更申請却下決定は適法であって、第２事件１審原告らの主張はいずれも理由がない。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、第１事件１審原告らの請求はいずれも理由があり、第２事件１審原告らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、当事者の当審における補充主張に対する判断を含め、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第３の１ないし５記載のとおりであるから、これを引用する。

⑴　原判決４０頁２０行目から４１頁１２行目までを、次のとおり改める。

「ア　以上によれば、本件各改定は、厚生労働大臣の判断に上記⑴及び⑵記載の専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法３条、８条２項に違反して違法となるものと解される。そして、生活扶助基準の改定の要否の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定の際には、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきたところである。これらの経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の上記の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件各改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきものと解される（以上につき、最高裁平成２４年２月２８日第三小法廷判決・民集６６巻３号１２４０頁、最高裁平成２４年４月２日第二小法廷判決・民集６６巻６号２３６７頁、令和７年最高裁判決参照）。」

⑵　原判決４１頁１３行目から４２頁５行目までを削り、同６行目の項番「ウ」を「イ」に改める。

⑶　原判決４９頁１５行目「実質的に増加したものと判断し」を「実質的に増加し、生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じたものと判断し」に改める。

⑷　原判決４９頁２６行目「イ」の後に、次のとおり加える。

「　生活扶助基準の改定方式につき、生活保護法その他の法令には何らの定めもなく、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められることからすれば、生活扶助基準の改定の際にどのような指標を用いるかについても、同大臣の裁量判断に委ねられているものということができる。

もっとも、生活保護法８条２項は、保護基準は、保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすものとすべき旨を規定しているところ、ここにいう「最低限度の需要を満たす」とは、生活扶助については、最低限度の消費水準を保証することを意味するものとして理解されてきたものである。

すなわち、」

⑸　原判決５０頁９行目冒頭に、「これに対し、物価は、これが変動すれば消費者の消費行動に一定の影響が及ぶとは考えられるものの、飽くまで消費と関連付けられる諸要素の一つにすぎず、物価変動が直ちに同程度の消費水準の変動をもたらすものとはいえない。この点は、」を加え、同１２行目「議論がされたことはなかった」を「議論がされたことはなかったことからも裏付けられる」に改める。

⑹　原判決５１頁１０行目「これらの事情に」から同１６行目末尾までを次のとおり改める。

「これらの事情に鑑みれば、物価変動率は、生活扶助基準の改定の際の指標の一つとして勘案することが直ちに許容されないものとはいえないとしても、それだけでは消費実態を把握するためのものとして限界のある指標であるといわざるを得ない。そうすると、前記⑴で認定した不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めることが、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有するものというためには、上記限界を踏まえてもなお物価変動率のみを直接の指標

とすることが合理的であることにつき、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来の水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要があるというべきである。

しかるに、上記のとおり、平成１５年中間取りまとめは、消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされたにすぎないし、平成２５年報告書にも、厚生労働省において他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合もあり得ることを前提とする記載があるにすぎないことなどによれば、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることが合理的であることについて、専門的知見に基づいた十分な説明がされているということはできない。

そうすると、デフレ調整における改定率の設定については、上記不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべきである（令和７年最高裁判決参照）。」

⑺　原判決５１頁１７行目から６０頁２１行目までを削る。

⑻　原判決６０頁２２行目から６３頁２１行目までを次のとおり改める。

「５　本件各改定の違法性等

⑴　本件各改定（デフレ調整）及び本件変更決定の違法性

上記４⑵において原判決を補正の上引用して認定判断したとおり、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものと認められる。したがって、本件各改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法３条、８条２項に違反して違法というべきであり、平成２５年改定に基づいてされた第１事件１審原告らに対する本件変更決定は違法である。

⑵　本件各変更申請却下決定の違法性

本件各変更申請却下決定は、平成１９年３月又は平成１７年３月からそれぞれ生活扶助を受給し、本件各改定後も本件各改定を前提とした生活扶助を受給していた第２事件１審原告らが、平成２９年になって、本件各改定は違法、無効であると主張して、被控訴人奈良市の福祉事務所長に対し、平成２５年改定前の保護基準に平成２６年改定のうち消費税増税による増額改定分を加算した金額への保護変更（増額）を申請したところ、同福祉事務所長が、保護基準によらない保護の変更を認めることはできないとしてこれを却下したものである（前提事実⑶イ）。

第２事件１審原告らは、前記第２の３記載のとおり主張して、本件各改定は無効であり、本件各変更申請却下決定は取消しを免れないと主張する。

しかしながら、上記⑴のとおり、本件各改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点においては、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法というべきであるが、原判決を補正の上引用して認定判断したとおり（上記３）、ゆがみ調整に関する部分には違法とすべき点は認められないこと（令和７年最高裁判決参照）を考慮すると、本件各改定が直ちに無効とまではいえないと考えられる（まして、本件各改定のデフレ調整に関する部分に違法があることが広く認識されるに至ったのは令和７年最高裁判決によってであり、少なくとも本件各変更申請却下決定がされた平成２９年当時において、上記の本件各改定の違法が重大であるとか明白であるとはいえないことは、明らかである。）。

加えて、本件各変更申請において第２事件１審原告らが根拠とした基準は、上記のとおり、平成２５年改定前の保護基準ですらない独自の基準（平成２５年改定前の保護基準による生活扶助費に、平成２６年改定

のうち消費税増税に伴う増額改定分を加算した生活扶助費の支給を求めるというもの）であったのであるから、これに拠ることを認めなかった本件各変更申請却下決定は相当であって、違法とはいえない。」

2　以上によれば、第１事件１審原告らの請求はいずれも理由があり、第２事件１審原告らの請求はいずれも理由がない。よって、第１事件１審原告らの請求をいずれも認容し、第２事件１審原告らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件各控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第６民事部

裁判長裁判官

川　畑　正　文

裁判官

岡　田　さなゑ

裁判官

炭　村　啓